

暮らしのお知らせ

4月1日から開始

固定資産の縦覧・閲覧

令和8年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧を次の通り行います。

希望する人はマイナンバーカードや運転免許証などの本人確認ができる物を持ってきてください。

法人の場合は、原則として代表者印が必要です。

また、休日窓口サービスでは行っていません。

場所⇨資産税課(市役所2階)、下

総・大栄支所

土地・家屋価格等縦覧帳簿

期間⇨4月1日(水)～30日(木)

内容⇨土地・家屋価格等縦覧帳簿

で周辺の土地や家屋の価格を比較し、自分の土地・家屋の評価が適正か確認する

対象⇨納税している人、納税して

いる人の委任状を持ってきた人

納税管理人、相続を証明する戸

籍謄本などを持ってきた相続人

手数料⇨無料

固定資産課税台帳

期間⇨4月1日(水)から

内容⇨固定資産課税台帳で自分の土地・家屋の価格を確認する(借地人・借家人なども借用部分を確認可)

対象⇨納税義務者(免税点未満の人も含む)、納税義務者の委任

状を持ってきた人、納税管理人、相続を証明する戸籍謄本などを

持ってきた相続人、借地・借家人(賃貸借契約書などが必要)

手数料⇨1名義につき400円

(4月30日(木)までは無料)

※くわしくは資産税課(☎20・

1514)へ。

コミュニティバス

Google マップで

経路検索

Google マップでコミュニティバスの運行情報が調べられる



市内を運行するコミュニティバス

ようになりました。

Google マップ

上で出発地と目的地

を入力すると、コ

ミュニティバスを含むルートが表示されます。

複数の公共交通機関を組み合わせ

せて、目的地までの移動手段や所要

時間などを調べることができま

す。ぜひ活用してください。

※くわしくは、経路を調べる方法

については都市計画課(☎20・

1560)、コミュニティバス

については交通防犯課(☎20・

1527)へ。



Google マップ

男女共同参画の視点

ワーク・ライフ・バランスを考えよう

ワーク・ライフ・バランスとは、労働時間や労働形態を見直して仕事と生活のバランスを取り、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

仕事は生活を支えるために必要で、やりがいを感じさせてくれますが、家族や趣味などプライベートの時間も、充実した人生を送る上で欠かせません。

仕事と生活の割合を均等にするを目指すのではなく、その人の生き方や働き方、子育て期や中高年期といったライフステージに合わせ、一人一人が希望する形で仕事と生活のバランスを決められることが重要です。

このため、ワーク・ライフ・バランスは国や自治体の働きかけだけで実現できるものではありません。会社や社員それぞれが意識して取り組むことで初めて実現するものです。



ぜひ一度、職場での仕事と生活の両立を支援する取り組みを調べてみてください。自分の将来像を自分で設計していくという意識を持って行動することが、ワーク・ライフ・バランスを実現するための第一歩です。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。

素案の公表と意見の募集

(仮称)赤坂センター地区
複合施設整備基本構想

市では、赤坂地区に予定している多機能な複合施設の整備のための基本構想についての素案を公表し、意見を募集します。

閲覧場所Ⅱ企画政策課(市役所3階)、行政資料室(市役所1階)、

下総・大栄支所、中央公民館、

市立図書館、もり

んぴあこづ、三

里塚コミュニティ

センター、市ホー

ムページ

意見の提出方法Ⅱ4月15日(水)必

着までに、閲覧場所にある意見

提出書を直接・郵送・FAX・

Eメールのいずれかで企画政策

課(〒286・8585 花崎町

760 FAX24・1006 E



市ホームページ

市長日誌

市長日誌は市ホームページでも公開しています



2月16日(月)~28日(土)

16日	行政改革推進本部・幹事会合同会議
18日	議会運営委員会 定例記者会見
20日	3月定例市議会開会(~3月19日)
25日	千葉県国民健康保険団体連合会総会
26日	市議会一般質問(~3月3日)



施策方針演説をする(20日)

メールkikaku@ci

ty.narita.chiba.

jp)へ。専用フォー

ムからも提出でき

ます

結果の公表Ⅱ市の考えと併せて市

ホームページなどで掲載

※くわしくは企画政策課(☎20・

1500)へ。



専用フォーム

素案の公表と意見の募集

新型インフルエンザ等
対策行動計画

市では、新型インフルエンザな

どの対策に関する基本方針や市が

実施する措置についての素案を公

表し、意見を募集します。

閲覧場所Ⅱ地域医療政策課(保健

福祉館内)、行政資料室(市役所

1階)、下総・大栄支所、中央

公民館、市立図書館、もりんぴ

あこづ、三里塚

コミュニティセン

ター、市ホームペー

ジ

意見の提出方法Ⅱ4月15日(水)必

着までに、閲覧場所にある意

見提出書を直接・郵送・FAX・

Eメールのいずれかで地域医療

政策課(〒286・0017 赤

坂1・3・1 FAX27・111

4 Eメールiryouseisaku@ci

y.narita.chiba.

jp)へ。専用フォー

ムからも提出でき

ます

結果の公表Ⅱ市の考えと併せて市

ホームページなどで掲載

※くわしくは地域医療政策課(☎

27・1119)へ。



市ホームページ

集積所には出せません

事業所ごみの処理方法

飲食店や店舗、事業所などの一
般・産業廃棄物は、一般家庭用の
集積所には出せません。店舗と住
居を兼ねる場合でも、店舗から発
生したごみは事業所ごみとして出
してください。

一般廃棄物

○自己搬入：成田富里いずみ清掃

工場(☎36・1689)へ。処理
には10キログラム当たり220
円(4月1日からは250円)か
かります
○業者委託：成田市一般廃棄物収
集運搬業許可業者へ依頼する
(成田空港内の事業所のごみは、
空港内のごみ収集運搬業許可業
者へ)

産業廃棄物

基準に基づいて適切に処理する
か、県の許可を受けた産業廃棄物
処理業者へ依頼してください。
詳細は、千葉県産業資源循環協
会(☎043・2399・9920)

へ問い合わせてください。

古紙類の資源化にご協力を

資源化できる古紙類が可燃ごみ
として多く搬入され、清掃工場の

処理量が増加する大きな原因と
なっています。

古紙類は民間の古紙回収事業所
に引き取りを依頼してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎
20・1530)へ。

休止します

コンビニ交付サービス

システムメンテナンスのため、
4月1日(水)午前6時30分~10時は、
住民票や税務証明書などのコンビ
ニ交付サービスを休止します。

※くわしくは、税務証明書につい
ては市民税課(☎20・1513)、

そのほかについては市民課(☎
20・1525)へ。

外国人の皆さんへ

ごみの出し方・分け方
パンフレット

市では、ごみの出し方が分かるパン
フレットを外国語で配布しています。

対応言語 = 英語、中国語(簡体字)、韓

国語、ポルトガル語、スペイン語、タ
イ語、ベトナム語、ネパール語、シン
ハラ語

配布場所 = クリーン推進課(市役所5階)、
市ホームページ

※くわしくは、クリーン推
進課(☎20-1530)へ。市ホームページ



令和7年度の結果を公表

財政援助団体等監査

令和7年度に実施した財政援助団体等監査の結果を、地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員 佐々木 宏之
同 岩 館 和彦
同 秋 山 やま 忍

期日 令和8年1月29日

対象 II アクティオ株式会社(三里塚コミュニティセンター指定管理者)、市民協働課

方法 II 指定管理者による出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、業務が公の施設の設置目的を効果的に達成しているか及び実施計画に基づいて事業が適切に行われているかに主眼をおいて、提出された関係書類について事前審査を行い、本監査では、現地に指定管理者及び担当職員より説明を受け、質疑応答による監査を実施した

結果 II 基本協定に係る施設の運営管理及び関連する事務事業については、おおむね適正に執行されていると認められた

意見・要望 II 今後も安定したサービス提供のために人材確保が重要であると思料することから、適正な人材確保に向けた取り組みについて検討されたい

むすび II 指定管理者においては、限られた人数の常勤職員及び非常勤スタッフで管理業務を実施するとともに、多岐多様な受託事業及び自主事業を地域の住民と連携し熱意をもって開催しており、地域コミュニティの醸成やネットワークづくりという点で、多大なる効果を発揮していることが伺えた。今後も更なる利用者の増加を図るため、主催事業の更なる充実とアンケートやご意見箱を活用しながら利便性の向上に努め、利用者ニーズに配慮したサービスが提供されることを期待する。所管課においても、引き続き、市民サービス向上と施設管理の費用対効果を図るという指定管理者制度の目的に沿って、適切な管理がなされるよう取り組まれない

※くわしくは監査委員事務局(☎20・1572)または市ホームページ



市ホームページ

4月から午後6時に夕焼け小焼けの放送

市では、防災行政無線が正常に作動することを確認するために、試験放送を1日2回(正午と夕方)実施しています。

日没時間などに合わせ、夕方の放送「夕焼け小焼け」の時刻を、4月1日(水)から午後6時に変更します。

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

土地所有者にも責任が

無許可埋め立ての禁止

市内で土砂などによる500平方メートル以上の埋め立てや盛りを行う場合は条例で定める手続きが必要となります。

土地の所有者は、土地の提供をする際には、土壌の汚染が発生することのないよう注意していただきます。

汚染された土砂などが使用された場合は、埋め立てなどを行った事業者や施工者だけでなく、土地の所有者も条例による罰則の対象となります。

土地を適正に管理するために、土地所有者は次のことに注意してください。

○事業者などが手続きを行う際は、自らも市に届ける書類を確認し、控えを保存する

○土地を提供する場合は隣接地などとの境界を明確にする

○事業期間中は定期的に見回りを行い、許可区域外で埋め立てが行われているなど、工事が計画通りに実施されていない場合は中止させる

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

危険な場所に注意

農業用施設

農業用施設の水路などには危険な場所があります。

休日や春休み期間は、子どもの外出機会が増え、水難事故が発生する可能性が高くなります。

水路や水門などの農業用施設の近くで子どもを遊ばせないでください。

※くわしくは農政課(☎20・1542)へ。

災害・各種情報を提供する「なりたメール配信サービス」へ登録を

屋外の防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合や、外出している場合などでもメールで情報を受け取ることができます。登録は無料です。

配信内容=防災行政無線で放送する防災・消防・防犯情報など

対応言語=日本語、英語、韓国語、中国語(簡体字・繁体字)、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語

登録方法=右下のQRコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する

※防災行政無線の放送内容は防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)でも確認できます。くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス